



2024年8月23日

各位

会社名 株式会社 モダリス
 代表者名 代表取締役 CEO 森田 晴彦
 (コード: 4883、東証グロース)
 問合せ先 執行役員 中島 陽介
 (TEL. 03-6231-0456)

**第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付）並びに
 第14回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第15回新株予約権（行使価額修正条項付）の
 払込完了に関するお知らせ**

当社は、2024年8月7日開催の取締役会決議に基づくEVO FUND（以下「割当先」といいます。）を割当先とする、第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分のみを「本社債」といいます。）並びに第14回新株予約権及び第15回新株予約権（以下、それぞれを「第14回新株予約権」及び「第15回新株予約権」といい、第14回新株予約権及び第15回新株予約権を個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行に関し、本日、払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権付社債及び本新株予約権発行に関する詳細につきましては、2024年8月7日付当社プレスリリース「第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還並びに第12回新株予約権の取得及び消却並びに第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付）、第14回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第15回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」をご参照下さい。

<本新株予約権付社債発行条件の概要>

① 払込期日	2024年8月23日
② 新株予約権の総数	40個
③ 各社債及び新株予約権の発行価額	社債：総額金 700,000,000 円（各社債の金額 100 円につき金 100 円とします。） 新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
④ 当該発行による潜在株式数	7,494,640 株（新株予約権 1 個につき 187,366 株） (1) 上記潜在株式数は、本新株予約権付社債が全て当初転換価額である 93.4 円で転換された場合における交付株式数です。 (2) 上限転換価額はありません。 (3) 下限転換価額は 50.5 円（以下「下限転換価額」といいます。）であり、本新株予約権付社債が全て当該下限転換価額で転換された場合における最大交付株式数は、13,861,360 株（新株予約権 1 個につき 346,534 株）です。
⑤ 調達資金の額	総額 700,000,000 円
⑥ 転換価額及び転換価額の修正条件	当初転換価額は 93.4 円 (1) 本新株予約権付社債の転換価額は、2024年8月26日に初回の修正がされ、以後 1 取引日が経過する毎に修正されます。本項に基づき転換価額

	<p>が修正される場合、転換価額は、直前に転換価額が修正された日（当日を含みます。）の翌取引日（以下「CB 修正日」といいます。）に、当該CB 修正日の前取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）が発表する当社普通株式の普通取引の終値の92.5%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り捨てた額（以下「修正後転換価額」といいます。）に修正されます。</p> <p>(2) 上記(1)にかかわらず、上記(1)に基づく算出の結果、修正後転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合には、修正後転換価額は下限転換価額とします。</p>
⑦ 募集又は割当て方法 （ 割 当 先 ）	<p>第三者割当の方法によります。</p> <p>EVO FUND 700,000,000円（40個）</p>
⑧ 利率及び償還期日	<p>利率：本社債には利息を付しません。</p> <p>償還期日：2026年8月25日</p>
⑨ 償 還 価 額	額面100円につき金100円
⑩ そ の 他	<p>(1) 当社は、本社債の払込日以降の任意の日を償還日として、いつでも、残存する本社債の一部又は全部を、本社債の金額100円につき金100円で償還します。かかる償還を行うために、当社は、償還日の2週間以上前に、本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債権者（以下「本新株予約権付社債権者」といいます。）に対して、書面により償還に必要な事項を記載した通知を行う必要があります。当社は、償還日において、残存する本社債の一部又は全部を本社債の金額100円につき金100円で償還します。</p> <p>(2) 本新株予約権付社債権者は、本社債発行後、取引所における当社の普通株式の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）が下限転換価額を一度でも下回った場合、当該日以降の任意の日を償還日として、いつでも、残存する本社債の一部又は全部の償還を請求することができます。かかる請求を行うために、本新株予約権付社債権者は、償還日の2週間前までに、当社に対して、書面により償還に必要な事項を記載した通知を行う必要があります。かかる請求が行われた場合、当社は、当該請求に従い、償還日において、残存する本社債の一部又は全部を本社債の金額100円につき金100円で償還します。</p> <p>(3) 本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。</p> <p>(4) 当社は、割当先との間で本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る買取契約（以下「本件買取契約」といいます。）を締結いたしました。本件買取契約において、(3)記載の譲渡制限に加え、以下の内容が定められております。</p> <p>※行使優先条項</p>

	割当先は、本新株予約権付社債の転換累計金額が 350,000,000 円に達するまでは割当先の裁量で本新株予約権付社債を転換することができ、350,000,000 円を超える場合には、本新株予約権付社債の転換累計金額が本新株予約権の行使累計金額を超えない限度でのみ、本新株予約権付社債を転換することができます。
--	---

<第 14 回新株予約権発行条件の概要>

① 割 当 日	2024 年 8 月 23 日
② 発行新株予約権数	175,000 個
③ 発 行 価 額	総額 9,485,000 円 (新株予約権 1 個につき 54.2 円)
④ 当該発行による潜在株式数	17,500,000 株 (本新株予約権 1 個につき 100 株) 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は 50.5 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 17,500,000 株であります。
⑤ 調達資金の額	総額 1,628,485,000 円 (注)
⑥ 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は 93.4 円とします。 本新株予約権の行使価額は、2024 年 8 月 26 日に初回の修正がされ、以後 1 取引日が経過する毎に修正されます。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日 (当日を含みます。) の翌取引日 (以下「第 14 回新株予約権修正日」といいます。) に、当該第 14 回新株予約権修正日の前取引日 (但し、終値が存在しない日を除きます。) において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の 92.5% に相当する金額の 0.1 円未満の端数を切り捨てた額 (以下「第 14 回修正後行使価額」といいます。) に修正されます。但し、かかる算出の結果、第 14 回修正後行使価額が下限行使価額である 50.5 円を下回る場合には、第 14 回修正後行使価額は下限行使価額とします。
⑦ 行使請求期間	2024 年 8 月 26 日～2029 年 8 月 27 日
⑧ 募集又は割当て方法 (割当先)	第三者割当の方法によります。 EVO FUND 175,000 個
⑨ そ の 他	当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、割当先が本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による承認を要すること、行使優先条項等を規定する本件買取契約を締結いたしました。なお、行使優先条項の内容については、上記「<本新株予約権付社債発行条件の概要> ⑩その他」をご参照下さい。

(注) 第 14 回新株予約権の払込金額の総額に第 14 回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額の半分を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、第 14 回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第 14 回新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は変更します。加えて、上記調達資金の額の計算に際して用いられている第 14 回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、第 14 回新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は第 14 回新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

<第 15 回新株予約権発行条件の概要>

① 割 当 日	2024 年 8 月 23 日
② 発行新株予約権数	75,000 個
③ 発行 価 額	総額 2,662,500 円 (新株予約権 1 個につき 35.5 円)
④ 当該発行による潜在株式数	7,500,000 株 (本新株予約権 1 個につき 100 株) 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は 50.5 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 7,500,000 株であります。
⑤ 調達資金の額	総額 744,662,500 円 (注)
⑥ 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は 101 円とします。 本新株予約権の行使価額は、2024 年 8 月 26 日に初回の修正がされ、以後 3 取引日が経過する毎に修正されます。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日 (当日を含みます。) から起算して 3 取引日目の日の翌取引日 (以下「第 15 回新株予約権修正日」といいます。) に、当該第 15 回新株予約権修正日に先立つ 3 連続取引日の各取引日 (但し、終値が存在しない日を除きます。) において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の 100% に相当する金額の 0.1 円未満の端数を切り捨てた額又は当該第 15 回新株予約権修正日の直前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の 90% に相当する金額の 0.1 円未満の端数を切り上げた額のいずれか高い額 (以下「第 15 回修正後行使価額」といいます。) に修正されます。但し、かかる算出の結果、第 15 回修正後行使価額が下限行使価額である 50.5 円を下回る場合には、第 15 回修正後行使価額は下限行使価額とします。
⑦ 行使請求期間	2024 年 8 月 26 日～2029 年 8 月 27 日 但し、本件買取契約において、第 15 回新株予約権の払込期日の翌取引日から当該払込期日の 18 か月後の応当日 (当日を含む。) までの期間、割当先は第 15 回新株予約権の権利行使を行うことができないものとされております。 また、本件買取契約に基づき、当社は割当先に対して第 15 回新株予約権の全部又は一部について、行使前倒し指示を行うことができます。当社により行使前倒し指示がなされた場合、割当先は、行使前倒し指示が割当先に通知された日の翌取引日以降の当社が指定した日以降、行使前倒し指示において指定された数量を限度として、第 15 回新株予約権を行使することができます。
⑧ 募集又は割当て方法 (割当先)	第三者割当の方法によります。 EVO FUND 75,000 個
⑨ そ の 他	当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、割当先が本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による承認を要すること、行使優先条項等を規定する本件買取契約を締結いたしました。なお、行使優先条項の内容については、上記「<本新株予約権付社

債発行条件の概要 > ⑩その他」をご参照下さい。

(注) 第 15 回新株予約権の払込金額の総額に第 15 回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額の半分を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、第 15 回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第 15 回新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は変更します。加えて、上記調達資金の額の計算に際して用いられている第 15 回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、第 15 回新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は第 15 回新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。